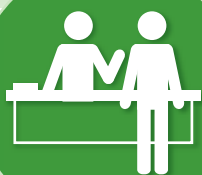


# 市民課からのお知らせ



## 各種届出には本人確認が必要です

最近、当事者の知らない間に本人になりすました第三者からの虚偽の住所変更の届出や戸籍の届出などが提出されるという事件が全国で発生しています。市では、事前に防止するために本所市民課または支所市民窓口課で、届出に来られた人の本人確認を行わせていただいています。



### 《対象となる届出》

- ・住所変更届……転入届・転出届・転居届・世帯変更届など
- ・戸籍届……婚姻届・離婚届・転籍届・養子縁組・養子離縁

### 《本人確認に必要な書類》

顔写真のついた官公署など発行の身分証明書、運転免許証、パスポートなどをご持参ください。  
☆本人確認ができない場合でも、届出を妨げるものではありません。この場合には、届出があったことを届出の当事者本人宛に、後日郵便でお知らせします。  
☆代理人が申請される場合は、委任状(本人の自署押印のもの)をご持参ください。



## よくある質問

### ■住民票、戸籍などの証明書の有効期限は？

問合せ  
市民課(内線146)

住民票、印鑑証明書、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)などを提出する際の有効期限は役所では決めていません。決めてるのは、住民票などを提出するところです。具体的には提出先に確認していただくことになります。証明書を交付する側として有効期限を定めるとするならば、住民票でも、戸籍謄抄本でも、印鑑証明書でも、発行日だけとなります。もしかしたら、証明書を取った人が次の日には違うところに住所変更してしまうかもしれません。市役所の窓口で発行する証明書は、発行日現在、この人の住所(または本籍)はここですという証明で、発行した次の日以降のことを証明するものではないからです。

さて、実際に提出する期限は「発行されてから3カ月以内のもの」という手続きが多いようです。最終的には提出される場所で判断をするので、事前に問合せいただくことをお勧めします。

### ■住所の変更(転入・転出・転居など)は土・日曜日、祝日でも受け付けていますか？

住所の変更(転入、転出、転居届を含めた住民異動)の手続きは、平日の窓口取り扱い時間内(午前8時30分～午後5時15分)での取り扱いとなります。土・日曜日、祝日、そして夜間は受け付けていません。住所の変更などは、戸籍の届出とは違って、さかのぼった日付で手続きすることができます。変更があった日から14日以内に手続きをしてください。転出届は異動するおおむね2週間前から受け付けています。

※本庁舎では毎週水曜日、各支所では毎週木曜日、午後7時15分まで窓口業務を延長していますので、ご利用ください。